

- 第 32 条 (サービスの改廃)
1. 当社は、本サービスの提供を廃止することがある。その場合、当社は、6 か月の予告期間において契約者にその旨を通知するものとする。
 2. 当社は、本サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、本サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことがある。当該追加、変更、改廃等の内容は、30 日以上の予告期間をもって、「サービス仕様書」で通知するものとする。
- 第 33 条 (反社会的勢力等の排除)
1. 契約者及び当社は、それぞれ以下に掲げる事項を表明し、かつ保証するものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、その他の反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団並びにその関係団体等をいい、以下「反社会的勢力」という）でないこと、または反社会的勢力でなかったこと。
 - (2) 役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力でなかったこと、あるいはこれらの者が反社会的勢力と何らの関係もないこと。
 - (3) 反社会的勢力との間において取引、利用、交際その他何らの関係もないこと。
 2. 契約者および当社は、以下に掲げる行為をしてはならないものとする。
 - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、「反社会的勢力による被害を防止するための指針」または関連法令が禁止もしくは排除の対象とする不当要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前号(3)の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。

- 第 34 条 (合意管轄)
- 本規約に関連して訴訟の必要が生じたときには、契約者が訴訟を起こす場合は当社の本店所在地を、当社が訴訟を起こす場合は契約者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 第 35 条 (準拠法)
- 本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とする。

以 上